

第5回犯罪被害者等基本計画検討会とりまとめについて

(社)被害者支援都民センター

大久保 恵美子

1 2頁について

案内書、申込書の常備については、その性質上、警察が中心になって行っていくべきものと考え、他の関係機関の主体的関与も不可欠であり、警察だけでなく各関係機関に案内書、申込書が常備されるべきであると思うので、

(「とりまとめ」原案) [「とりまとめ」1頁の下から3番目の「 」]について

(3行目から)努めていくとともに、警察を始めとする犯罪被害者等支援のための諸制度を所掌する府省庁、地方公共団体において、犯罪被害者支援のための制度に関する案内書、申込書等を……

(5行目から)る。[警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省]

と改めるべきである。

2 3頁について

被害者支援連絡協議会及び被害者支援地域ネットワーク内の連携は、基本的には警察が中心となって行っていくべきものと考え、他の関係機関の主体的関与も不可欠であり

(警察庁意見)について

(1行目から)警察を始めとする犯罪被害者等の支援に係る諸機関・団体は、……

と修正するのが適当と考える。

3 5頁について

早期支援に関しても、警察が接する機会が多く、その中心にならざるを得ないことは分かるが、第一次捜査機関は警察に限られない上、他の関係機関の主体的関与、協力も不可欠であることから

(「とりまとめ」原案) [「とりまとめ」4頁の上から1番目の「 」]について

(1行目)警察を始めとする犯罪被害者等の支援に係る諸機関・団体において、

(最終行)…努める。[警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省]

と改めるべきである。

4 6頁上、下,7頁一番上について

ボランティア養成研修への講師の派遣、研修に関する協力等の支援、広報活動は、警察が主体的に行った方が妥当な場合が多いと思われるが、他の関係機関の主体的関与、協力も不可欠であることから、いずれも警察庁意見が妥当である。